令和6年

足立区選挙管理委員会第7回定例会会議要録

2)会議時間 午前11時00分~午後0時30分

3)場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室

4) 出席委員 委員長 芦川武雄

職務代理者 古野香織

委 員 針谷幹夫

委 員 新井英生

5) 事務局職員 事務局長鳥山高章

管 理 係 長 久 保 文 雅

選挙係長松田直剛

管理係主査 下山洋史

選挙係主査 齋藤雅大

6) 傍 聴 者 5名

7) 会議要録

委員長 ただいまから第7回足立区選挙管理委員会定例会を開会します。

まず初めに第10号議案『令和5年度啓発事業報告及び令和6年度啓発事業計画(案)について』を事務局から説明願います。

事務局長 第10号議案『令和5年度啓発事業報告及び令和6年度啓発事業計画(案) について』説明。

委員長 このことについて何か質問はありますか。

針谷委員 令和6年6月に、新有権者へ若年層向け啓発冊子「UP」を発送とありますが、どのようなイメージの冊子なのでしょうか。

管理係長 内容はこれから検討してまいりますが、期日前選挙に関するご案内や投票日 のお知らせを考えております。また、同じようなイメージのものではつまらな いので、少し練っていきたいと思います。

針谷委員 わかりました。

委員長 他に何かありますか。

古野委員 令和6年度の啓発事業についてです。学校が出前授業に来てほしいと依頼される時期は、年に3回あると考えています。主に学期末で、1回目は6月や7月、次は12月、そして3月。学校のスケジュールに合わせると大体その月に問い合わせが多くなる月だと思います。

勿体ないと思うのが、今年は7月に選挙があり、6月や7月に粘らないといけない時期である一方で、学校のニーズが多くなる事です。

ただし、主権者教育推進員を4月から採用されるとのことで、上手く分担することで、ニーズのある時期と選挙が重なったとしても、学校に行くことができることは強みと考えます。

学校としても、選挙の前に選挙の事を考えさせたい思いがある先生が多いと 思います。この時期は学校からの注目やニーズが高まる時期なのかなと思って おります。まずは、6月や7月に対応していける体制を作り、「積極的に行け ます」と学校側に言えれば良いのかなと思います。

また、主権者教育推進員に関わることとしては、専門の職員を置くことは、それなりの定量、定性の目標値を定めるべきと思います。現状は学校から依頼があったらやっていくという形は受け身と感じるので、予算を付けて専門員を置いて、週4日勤務と稼働数も多いと思いますので、定量的な目標としては、昨年度は2002人だったのを何人に増やしてくのか、学校数では、昨年度は15校程度だったが、今後はどのくらい増やすのか、年度の早めに訪問計画や学校数の目標を立てて積極的な働きかけが今年度から出来ると良いのかなと思

っております。

定性のことで言えば毎回アンケートを取っていると思いますが、教育が本当に効果を発揮していたのか、子供たちに教育的に効果があったのか、効果を測っていくことが、主権者教育推進員の目標の中に入っていたかと思いますので、どの項目で数値を取っていくのか、日本財団の調査項目が使えるのかなと思います。

国や社会に影響を与えることができると考える18歳が20%台しかいないので、足立区から増やしていくだとか、分かりやすい数値でいくと全国と比較しやすいと思います。1年間会計年度職員を置いて定量、定性の効果を発揮出来たということを、来年度の初めにリリース出来るくらいの勢いでやっていくことを期待したいと思います。訪問計画について、一緒に選挙管理委員会と主権者教育推進員の方と立てていけると、採用して予算をかける効果もあるかなと思います。既に話し合いが行われている計画があれば、教えていただきたいし、これからと言うことであれば、そこの観点をもって検討頂けるといいかなと思います。

啓発の所ですが、選挙の前の街頭啓発とは、どういった活動内容なのでしょうか。

管理係長

今回、知事選挙は期間が長いので、区内3駅でこれから作成する啓発物資を 使い投票日のお知らせをいたします。また、大学生から一緒に行っても良いと 声をいただいています。東京都のキャラバン隊を呼んで、一緒に出来ないかな と考え、東京都に打診しています。学生達が活動することで、メディアなどに も取り上げられやすいと思います。

どこの駅で行うかは今後検討してまいりますが、人が集まる西新井のアリオや 北千住があるかと思います。

古野委員

20代の投票率が一番悪く、選挙があることさえ知らなかったとか、その期間に行われていることを知らなかったと言う人が多いため、アウトリーチすることが、若者の投票率向上に必要と思います。

大学生の方がそうおっしゃっているのであれば、一緒に手分けして3駅ではなく5駅と可能な範囲で広めていければと思います。対面の啓発は、日中そこを歩いていないと、目に入らないので、SNSなどのオンライン上の啓発も力を入れていくことも、選挙期間中は大切と思いますが、その辺りの計画はどう考えておりますでしょうか。

管理係長

今月の中旬に東京都で説明会がございます。そこで啓発計画が示されるので、 使える素材は参考にしたいと思います。

また、出前授業で芸能人がネット上で選挙の呼びかけを行っている動画を中学生に見せたところ、騒いでいた子供たちが黙って観ていたこともあり、素材というのも大切なのだと思います。そう言ったことを掲げながら進めて参ります。

古野委員

選挙管理委員会でSNSを持っているところは多くあると思うのですが、足立 区ではまだ出来ていないので、啓発や速報的なお知らせでホームページに掲載す る情報を先ずは載せるでも良いのですけど、より多くの方に届けやすいようあら ゆる方法に取り組んで欲しいと思っております。

最後に明るい選挙ポスターコンクール表彰式ですが、表彰されている方々が表彰されて終わるのではなく、表彰者同士でコミュニケーションが取れる場や選挙管理委員や事務局と話せるワークショップがあると良いと思いますし、足立区に関わっていただけると良いと思います。表彰式についてこれから考えていくと思いますが、渡して終わりではなく、横同士での関りを持てる場を設け、表彰者が学校に帰り友達に話をしてみようと思えるような仕掛けも大切と思います。

事務局長

先ほどの7月期の授業についてですが、選挙管理委員会の職員が行くことが難しいと思いますが、中央大学の学生さんから、10コマほど大丈夫と頂いているので、我々が行けない所を依頼できないかと考えております。そう言ったことを組み合わせて、出前授業を受ける学校を増やしていきたいと思います。

また、定量、定性の話になりますが、今回採用した主権者教育推進員は、中学校の社会科OBの先生でございますので、選挙管理委員とのディスカッションや意見交換の場を設けて、今年度の進め方をお話しさせていただければと思います。

また、教育のOBですので、どの時点で学校に働きかけをすれば取り組んでもらえるのか、その辺のタイミングは分かると思います。学校の今年度の行事に参加するのは難しいと思いますので、前年度に投げかけておいて、翌年度につなげる。そこら辺のノウハウを活用していきたいと思います。

古野委員

社会科の公民分野がどのくらいの時期に行われるのか、そこの部分に紐づけて 学校に何校くらい話をするのか、計画を早めに立てておかないといけないと思い ます。選挙管理委員とのディスカッションも、年度の早めの方で話をしていただ いて、管理計画を作れると良いと思いますのでご検討をお願いします。

委員長 それでは、第10号議案について原案の通りお認めいただける場合は挙手を お願いします。

全 委 員 (全員挙手)

委員長 挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。それでは続きまして、 第11号議案『令和6年6月、9月及び12月選挙人名簿登録日の変更につい て』を事務局から説明願います。

事務局長 報告第11号『令和6年6月、9月及び12月選挙人名簿登録日の変更について』説明。

委員長 今の説明について、何かご質問などございますでしょうか。

針谷委員 確認ですが、政令の選挙管理委員会の会議も6月から12月は休日後の日に ちに移動でよろしいでしょうか。

管理係長 おっしゃる通りでございます。

委員長 それでは、第11号議案について原案の通りお認めいただける場合は挙手を お願いします。

全委員 (全員挙手)

委員長 挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。それでは続きまして、 第12号議案『足立区選挙管理委員会規程の一部改正(案)について』を事務 局から説明願います。

事務局長 第12号議案『足立区選挙管理委員会規程の一部改正(案)について』説明。

委員長 この件について何かご質問などございますでしょうか。

針谷委員 新しい係が出来ることについて、事後承諾ではなくあらかじめ議決すべきで あったと思いますがいかがでしょうか。

事務局長ご指摘のとおりでございます。申し訳ございません。

委員長 それでは、第12号議案について原案の通りお認めいただける場合は挙手を お願いします。

全委員 (全員举手)

委員長 挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。それでは続きまして、報告第12号『令和6年度選挙管理委員会事務局の体制について』を事務局から説明願います。

事務局長 報告第12号『令和6年度選挙管理委員会事務局の体制について』説明。

委 員 長 それでは、このことについて何かご質問はございますでしょうか。

全委員 ありません。

委員長 続きまして、報告第13号『会議等の日程について』を事務局から説明願い

ます。

管理係長 報告第13号『会議等の日程について』説明。

委員長 このことについて何かご質問はございますでしょうか。

全委員 ありません。

委員長 無いようなので、次に移らせていただきます。

次は、その他についてですが、私から皆様に申し上げましたが、席上配付の とおり、3月22日付で古野委員の拙速な失職手続きを行わないよう求める緊 急要望が3名の区議と有志の区議の方から提出され、3月26日付で自民党か ら要望書が提出されました。

また、古野委員の拙速な失職手続きを行わないよう求める緊急要望では、詳細な回答を求められ、そのため当内容については委員会で協議し、回答すべきと判断いたしました。

よって、ただいまから緊急要望に対する回答について議題といたします。回答案については、事務局に作成を命じ、皆様には事前にお渡ししている所です。 既にご覧になっているかと思いますが、改めて事務局より説明のほどお願いしたいと思います。

事務局長 回答案について説明

委員長 それでは、事務局からの説明について何か質問はありますか。

針谷委員 説明された回答案は、事務局長の文章としての理解でいいですか。

事務局長事務局と書いているのは事務局です。

針谷委員 回答案には議員から出されている緊急要望についての回答書とは書いていない、書いていない以上、事務局としての文書としか判断できない。

こう言う無署名文書はいかがなものかと前から言っているのですが、今回の 事件の流れを追うと、当初の発端は元々古野委員が足立区に住んでいないが選 挙管理委員にしていいのかと言う問い合わせがあって、それについては、事務 局が都選管と協議の上、良いと回答をしたことが発端。

それが無ければ、今回のようなことは起きていない訳なので、文書のやり取りが一切残っていなかったのも問題。事案決定書も作っていない。

回答については、事務局長の責任で作ったものであると言うものを示しても らう必要がある。事務局長としての案ということで良いでしょうか。

委員長 事務局や選挙管理委員を含めた文章となります。

針谷委員 それは認められません。事務局の責任の元で作られたのではないでしょうか。

事務局長 私の責任で案をまとめております。

針谷委員 そこをはっきりとさせないといけない。

回答案を選挙管理委員会の見解として行くということは同意できません。 あくまでも、事務局としての判断。いくつかの点がありますが、それについて は相当な時間がかかるので日を改めるか、別のところでやっていただきたい。 いずれにしても1か月以上経っているというが、これは急いでやるべき話では ない。皆様が納得していかなければならないと思いますし、これから2時間や 3時間かかるような話をここで決めるわけにはいかない。これは私の意見です。

新井委員 針谷委員からお話しが出ていましたが、事務局だけの考えではなく弁護士など の法規のプロなどと相談して作成されたのですか。

事務局長 私たちだけではなく、法務担当や顧問弁護士からの意見も反映させております。

新井委員 針谷委員のとおり、細かいことはキリがないので簡単に言いますが、自民党 の要望書の中にある「公正公平な判断をすることができるよう、足立区選挙管 理委員会には地方分権一括法に定められている規定に則り手続きを進めるよう 要望いたします。」とありますが、どのようなスケジュールが考えられるのか 伺いたい。

事務局長 地方分権一括法で言っているのは国と地方は対等という事で、地方で判断したものは尊重されるとのことです。今回の184条の規定で言いますと、先ずは選挙管理委員会が選挙権の有無について決定していただくこととなります。

新井委員 決定しない場合はどうなるのですか。

事務局長 事務局としては、先ほど法解釈について説明いたしましたが、国との法解釈 にズレは無いと考えております。

新井委員 案に基づいて委員に判断してほしいとのことですよね。ただし、司法的判断 を待った方が良いとした選択の採決も考えられる。

事務局長 そうした場合は総務省などから是正の要求が出てくることもある。それでもこのままにした場合は、不作為の裁判提訴も考えられる。このことは前回の定例会でもお話した内容と同じです。

委員長 選挙権について最終的な法的判断ができるのは司法とのことですけれども、

意見が相違した場合には司法にゆだねるのですか。

事務局長 地方分権一括法の話になりますと、地方と国との判断が異なった場合に ついては、最終的に裁判につながる可能性があります。

委員長 最終的な結論は委員会で決定ですか。裁判で負けたとしても委員会で決定するのか。

針谷委員 局長が言ったとおり、今回のやり取りをみると国と選挙管理委員会の意見が 一致しているとあるが、総務省の見解はメールで送ってきたものと同じと言っ ているが、選挙管理委員会が要求した、古野委員の選挙管理員の資格について は回答していない。

> なぜ、総務省が回答していないのか考えてみると、裁判まで想定されている。 裁判の想定も2つあり、選挙管理委員会が議決して失職した場合に古野委員が 訴えること。もう1つは我々が判断しないこと。選挙の重みがあり、古野委員 は区議会議員が選挙で選んだことで、これは合法である。これは総務省も認め ている。なので、議会の議決の重さをひっくり返すのは大変なので、古野委員 は今まで通りでいいんですよ。ここで、失職の手続きをしない限りいいんです よ。

> 選挙で選ばれた重さと考えると選挙管理委員会として結論を出すべきではなくて、議決しない方がいいのではないか。総務省が技術的指導であり、不作為の訴訟をした時にそこで裁判をやった方が良い。我々は被告にならなくても良いし、この問題については判例ができることになるかもしれないが、法解釈の地方自治法の曖昧さが突かれたような、ある意味、選挙管理委員会事務局が突いた訳であり、中野区の選挙管理委員会がいいんですかと問い合わせがあった。都選管も今まで良いと言っていたものを翻してそんな事言った覚えはありません。そのような事を許したのは選挙管理委員会事務局が事案決定書も作っていなかったから。全体の経過を見ると、都選管もおかしいし、総務省も選挙管理委員会が求めている回答もしないため無礼千万と言わざるを得ない。

その中で、我々が議決することについて私は許せません。この話は際限なく 続くので、日を改めてやっていただきたい。次の定例会で良いと思います。

委 員 長 事務局はどう考えられますか。

事務局長 私どもは案で書かせていただいたとおりでございます。総務省との相違はご ざいませんので、早めにご判断をいただきたいと思います。

委員長 かなり時間が経過いたしましたが、皆様からのお許しをいただけるようであれば私からもよろしければお話させていただければと思います。

私の、今までの経過や考え方を述べたいと思います。選挙管理委員会事務局 と議員の皆様との、対立するような構造は避けたいと思います。 区議会議員の皆様も選挙管理委員会あっての議員さんたちであると思いますし、私もその経験をしました。選挙の事前準備や審査本番、その後の処理の問題、当選された方には選挙管理委員長の当選証書が渡されます。法律を遵守する、あくまでも守る、その看板を掲げているのが選挙管理委員会の仕事であると思います。引継ぎの時にも先輩の方から選管は法律をしっかり守ってくださいと言われた、その通りだと思います。

私が就任させていただきまして、2か月足らずでこの問題、選挙権についての問題が浮上いたしました。どうしたらいいのか、各委員さんも驚いたと思います。どうすればいいか、何回も打ち合わせをしました。頼りは事務局を通じて東京都選挙管理委員会、総務省そして足立区の法の解釈、担当者の方々、弁護士さんの方からお聞きすることから始まりました。

私の知識の中では、今までの区の歴史等の中でも原則として、選挙権とは区内に3カ月以上在住していないと選挙は出来ないという認識がありました。今までも何年か前の選挙の折、この条件で1人の方が失格となったと聞いております。今回の選挙委員の事につきましても、この誤りが許されるものではないと私は考えておりますが、現実起こってしまいました。私たち委員1人1人どうすればいいのか大変悩んだと思います。

なかなか結論に至らない中、足立区議会、令和6年度第1回定例会が始まりました。3日目の2月26日に若手と言えばいいのか、ベテランと言えば良いのか、ホープと言われている議員から質問がありました。議長、副議長を含む45名の区議の皆さん、足立区長、副区長、各部の部長、各部局のスタッフ、教育委員長、監査委員の方々、恐らく総勢90名以上の方々皆様の前で足立区選挙管理委員会への質問が行われました。皆様よく聞いていただいたと思います。選挙委員になって2ヶ月目です。その後、質問、答弁、議事録を何回も読ませていただきました。今でも離さずに持っています。大変厳しい内容です。反論は出来ません。ただただ、じっと文字を送っていくだけです。私事の余計なことですが、22年前妻を亡くしました。それ以来、本当に涙が出ました。初めてこの度、選管委員にさせていただき、足立区の選挙の歴史の中でこのような目でずっと見られていたのかと思いました。他の委員さんはどのように感じられたか、2回目の方もおられますので、私からはこれ以上申し上げることはできません。

昨年の12月20日、(区議会の) 定例会の最終日に区議会議員の皆様から 選出をしていただき、議長の当選の通知をいただきました。私はこれからも今 までも、真剣に真面目に一生懸命にこの仕事をさせていただこうと思っていた 矢先でした。一度しかない人生で、私の心境ですが、人間死ぬまで鍛えられな いとダメ人間になる。緊張感が無いと成長できないと先輩から言われたことも ありました。私の選管の任期もあと3年8ヶ月、一生懸命頑張るつもりです。 応援してくださった公明党13名の区議会の皆様、足立には東京都議会2名の 方がおられます。東京都党本部に私に何か問題があったら、これらの方々に私 は進退を預けます。そのような考えでおります。今委員長という立場で、足立 区全有権者の方々の責任のある立場でございます。 3月4日に区議会議長様に選挙管理委員の資格についての書類を提出いたしました。ご案内の通りです。新聞報道がすぐにありました。朝日、毎日、読売、東京、産経、都政新報など、法令遵守の内容でございます。前回の委員会でもお話しましたが、未だに私の自宅の留守電にも入ってまいります。「区外の在住でも選挙委員はいいんですか」などがほとんどです。

そして、令和6年度足立区の予算を決める予算特別委員会でも、討論を含め 7名の方々からの質問もありました。その中で少し救われたのは3月12日の 女性議員さんの討論の中で「今回の委員会で、区選管の法解釈の誤りについて、区の謝罪する場面が目立ち、思い込み、責任感の弱小化と詰めの甘さを懸念されたのは私たちだけではないと思います」とありました。私は全くその通りだと思います。今でもその通りだと思っております。その中で「同時に私たち議員にも責任があると言う声もありました」と言ってくれました。私たちも含め、区民の信頼を得られるよう努めていかなければならないというご意見でございます。私は頭の下がる思いでございました。全くその通りだと思っています。

私はあくまでも議会の議員さん、そして皆様方とも対立したいと言う思いは 毛頭ございません。お互いに力を合わせ、より良い足立区の社会の構築のため に、私たちはお互いに力を合わせて取り組んでいかなければいけません。良い ものは良い、悪いものは悪い、とは言え間違った解釈などは絶対にあってはな らないことですが、人間社会のことですから今回このようなことになりまして、 選挙委員会また事務局として関係してくださった特に古野委員、皆様方に改め て深くお詫び申し上げることしか今はできません。本当に申し訳ございません。

令和6年3月26日付で足立区議会自由民主党さんからも要望書が届いております。「足立区選挙管理委員会には、地方分権一括法で定められている既定に則り手続きを進めるよう要望します」との内容でございます。

私の委員長名で7月の東京都知事選挙、その前に行われる東京都議会補欠選挙につきまして、足立区内の町会自治会の方々や病院などの関係機関、選挙立会人、不在者投票所での立会の方々の人選など、ご協力をお願いする文書が区民事務所を通して回っていると伺っております。日ごろから選管に対して関心をいただき、その業務に携わっておられます推進委員の皆様方、ポスターなどを通して選挙推進を行っていただいている小学、中学、高校、その他多くの皆様にも心よりお願いするところであります。

議会の皆様方にも車の両輪のような関係で、より良い足立区を構築できるよう推進して参りたいと思います。その原点は何と言ってもコンプライアンス遵守でございます。これだけは法治国家でございますので、どうかご理解いただきたいと思います。長くなりましたが、最後に足立区議員の議員手帳の中には足立区民憲章5項目があります。その1つに私たち足立区民は決まりを守り、力を合わせて自立する平和なまちを作りましょうとございます。1日も早く、正常化に向け、各委員さんや関係してくださっている皆様ともご協力を心よりお願いをいたしまして、この3カ月間私なりに悩んだこと、自分なりの考えなど思いながら書かせていただきました。

聞いていただきありがとうございました。

古野委員

私はこの間議論されている資格要件について判断できる立場ではないのですが、 皆様丁寧な対応いただき感謝しております。そして委員の皆様から色々なお声 が上がっていて、議員の皆様が足立区の有権者の代表であると思いますので、 一言申し上げられればと思います。

今日の総論として、国と足立区での法解釈の疑義は生じていない事が結論になっているかと思います。皆様おっしゃっていただいている通り法解釈について判例が無いという状況で、司法が判断することが大切なのではないかと思いました。

これまで20代だとか人材が入っていく実例が少ない中で、足立区のチャレンジはすごく有難く思っております。となりの北区も若い人材を取り入れる動きが出てきておりますし、私自身も全国の議会から若い人たちへ選挙の推進ができるような人材のオファーをいただいております。こうした意味で、足立区の取り組みは他に影響を与えているのかなと思います。

今まで議論されてこなかった事への法解釈を作ることについて、皆様同意出来ることかなと思いますが、失職になると私一人が裁判をしなければいけないという事になるので、精神的な面だとか自分自身戦っていけるのか複雑な気持ちがあります。ですので、個人で戦ってかつ、選管委員の皆様を訴えることは心情としては非常に心苦しいものがあるので、避けたいなと思います。

議員の皆様も、そして選管委員の皆様にも、この解釈が正しいのかについては明らかにできると皆様納得できるのかと思います。地方自治法や公職選挙法の解釈に揺れがあることは、法の欠陥があるとのことで、今回このような結果になっていると思いますので、全国の選挙啓発だとかそう言ったところも、前進していく、未来を創っていくという意味で問題提起を足立区から行っていった方が良いと思う、コンプライアンスの件は申し訳ないのですが、出来れば足立区の皆様と一緒に問題提起していくというところをやっていければ、有難いと思っています。これを続ける度に皆様にご迷惑をお掛けすることは心苦しいと思っています。

選挙のベテランでもないので、1人の有権者でしかないので期待に応えられるのか不安なことがある。精一杯皆様に教えていただきながら、足立区の力になれたらと思っております。

針谷委員

古野委員の話を聞いて、選挙管理員になってもらって良かったと思っています。古野委員を失職させることはしたくないと思いました。

同時に、今回、不可解なことについて余りにも多すぎる。東京都選挙管理委員会にしても、総務省にしても公式文書を出さないにしても、そういうことを含めると司法の判断に委ねるしかないと思います。

失職について、選挙管理委員会の議題にした時に対立が起きてしまうので、 私の意見としては、選挙管理委員会で議決をしない。そして、総務省にお任せ する、という態度をとると言うことで良いと思います。 新井委員 今回の件は慎重に対応すべきと思います。

委員長 事務局、いかがですか。

事務局長今回の回答案はいかがいたしますか。

針谷委員 今日この場で議決することは避けるとのことが結論と思います。

委員長 次回の4月15日に定例会がございますけれども、ここまで大丈夫ですか。

事務局長 要望書に対する回答について委員会で決定したという事であれば代表にお伝えいたします。

針谷委員 回答案については選挙管理委員会ではなく事務局としての回答としてください。 委員会としての回答はまだ出せない。

新井委員 回答案は選挙管理委員会事務局が法規と相談して作ったものなので、事務局と して回答すべきではないか。

事務局長 文章は選挙管理委員会宛てのもので、事務局として回答しても回答になりません。

新井委員 選挙管理委員会としての回答でなくても良いのであれば事務局回答で、選挙管理員会としての回答を求めているのであれば、回答が出ていないので二者択一と思います。

事務局長 委員会として出すのであれば、「今回議題になりましたが、回答案に至らなかったので、回答にお時間をいただきます」のような内容でよろしいでしょうか。

全委員 そのようにお願い致します。

委員長 それでは4月1日の第7回定例会を終了させていただきたいと思います。

終了時刻 午後0時30分